

平成25年11月27日
新市庁舎に関する調査特別委員会資料

(案)

今年度の検討状況と今後の検討項目

◆新市庁舎の整備方針・建物配置等について

- 新市庁舎の整備基本方針
- 建物配置の考え方
- 空間構成の考え方
- 機能別整備方針

◆関内・関外地区のまちづくりについて

- 地区全体のまちづくりの方向性
- 関内駅周辺地区のまちづくりの考え方

…平成25年9月30日
特別委員会(第3回)

◆市外視察(東京都庁・町田市役所)

…平成25年11月19日
特別委員会(視察)

◆議会棟のあり方の検討について

◆新市庁舎の規模・事業費の精査について

- 新市庁舎の規模
- 建設費・維持管理費・修繕費等
- 収支シミュレーション

◆関内・関外地区のまちづくりについて

- 関内駅周辺地区まちづくりの具体的なイメージ

…今回
特別委員会(第4回)第5回委員会の
議題とします。

第5回委員会で議論します。



◆議会棟のあり方の検討について

◆新市庁舎の事業手法・スケジュールについて

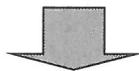
- 事業手法
- スケジュール

◆関内・関外地区のまちづくりについて

- 関内駅周辺地区まちづくりの具体的なイメージ

…平成25年12月
特別委員会(第5回)

◆基本計画案について

…平成26年2月
特別委員会(第6回)

「新市庁舎整備基本計画」策定(横浜市)

…平成26年3月(予定)



新市庁舎の整備基本方針

新市庁舎整備基本構想（平成 25 年 3 月策定）における、5 つの「新市庁舎整備の基本理念」

- ① 的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎
- ② 市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎
- ③ 様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎
- ④ 環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎
- ⑤ 財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

について、基本構想の「新市庁舎が備えるべき機能と建物に求められる性能」の内容なども加味して、より具体的な整備方針として整理しました。

【基本理念①】 的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎

【整備基本方針】

（1）市民への情報提供・相談・案内機能等の充実

「市民と行政の相互信頼」を一層高め、市民の皆様に的確な情報や行政サービスを提供できるよう、情報提供・相談・案内機能を整備します。

- 市政情報を広く提供する市民情報センターを設置します。
- 市政相談をはじめ、弁護士相談等に応じる市民相談室を設置します。
- 来庁者の要望・要件に応じた窓口案内を行う案内所を設置します。
- 各機能は、市民にわかりやすく使いやすい建物低層階に配置します。

（2）市民協働・交流空間の整備

市民協働が進み、多様化する公共の担い手のニーズに対応するため、市民や行政の協働・交流や情報発信が活発に展開される場を整備します。

- 市民協働・交流室（仮称）を設置します。
- 市民が使いやすい建物低層階に、休日や夜間利用も考慮して配置します。

（3）開かれた議会の実現

議会棟は、議会の独立性を保ちつつ、市民からわかりやすい配置とし、傍聴機能や情報提供機能を充実させます。議会情報を広く提供することで、市民に身近な議会を実現します。

- 委員会室に一般傍聴席・記者席を、本会議場に一般傍聴席、賓客用特別傍聴席、記者席を設けます。
- 議会活動や市政情報の PR コーナー、市民も利用できる市会図書室を整備します。

【イメージ】



市民情報センター



総合案内【東京都】



市民協働・交流室（仮称）

【基本理念②】市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、 ホスピタリティあふれる市庁舎

【整備基本方針】

(1) 市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備

お年寄りから子どもまで誰もが気軽に集い、親しみ、憩えるようなオープンスペースを建物内に整備します。

○みなとみらい線馬車道駅と直結する建物の1階に市民広場を整備します。

○市民の待ち合わせや休憩場であるとともに、横浜らしさを感じるイベントや展示などを実施する場とします。

(2) 周辺環境や都市景観との調和

建物のデザインは、市民が誇れ、親しみのもてるものとします。

○機能性を重視しつつ、港からの眺めにも配慮したまちのシンボルとなるデザインとします。

○周辺環境や都市景観に調和し、市民が誇りや親しみの持てるデザインとします。

(3) おもてなしの場の実現

市民にわかりやすく利用しやすい、また、国内外の多くの人々を惹き付ける魅力ある庁舎とします。

○誰にでもやさしくわかりやすいユニバーサルデザインを採用します。

○市庁舎を訪れる方々に横浜の歴史・文化・発展などの魅力を伝え、横浜らしさを体験していただけるような迎賓空間を設けます。

○視認性に優れ、わかりやすい案内表示とします。

【イメージ】



アトリウム【五稜郭タワー／函館】

【基本理念③】 様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎

【整備基本方針】

(1) 大地震等が発生しても業務継続が可能な構造体や設備の耐震性の確保

地震・津波・液状化をはじめ様々な危機への対応を想定して、高い耐震性と安全性を確保した堅固な建物とします。

- 大地震が発生しても構造体の補修を行うことなく使用できるよう高い耐震性能を持つ建物を整備します。
- 揺れによる什器転倒などの被害を防ぐため、免震・制震装置などの工法を検討します。
- 天井や建具などの非構造部材や建築設備は耐震性の高いものを採用します。
- 電気・機械室は上階に配置するとともに、非常用電源設備を整備します。
- 災害時の電源喪失を回避するため、電源の多重化を図ります。
- 津波避難ビルとして住民・来庁者の避難場所としての機能を確保します。

(2) 災害対策本部機能の充実

市民生活の安全・安心を守り、危機が発生した際には、横浜市の対策本部として、情報の収集・集約、対策の立案を的確に行うことができるよう危機管理関係諸室を整備します。

- 民間ビルに分散した関係部署を1つのビルに集約します。
- 災害時の司令塔として迅速に対応できる危機管理センターを整備します。
- 災害発生時に関係者の業務スペースとして転用できる会議室を危機管理センターに近接配置します。

(3) セキュリティの確保

個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点から、セキュリティに配慮した建物とします。

- 来庁者、職員、議員等の立ち入れる区画や動線の分離、セキュリティゾーニングなどを考慮し諸室を配置します。

【イメージ】



免震・制震装置



危機管理センター本部会議室



各部屋でのセキュリティの例
【日産自動車グローバル本社】

【基本理念④】環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎

【整備基本方針】

(1) 先進的な環境設備・機能導入によるエネルギーコストの削減と環境負荷の低減

地球温暖化対策を主導・促進する立場であることを踏まえ、市が率先して環境負荷の低減を図ります。

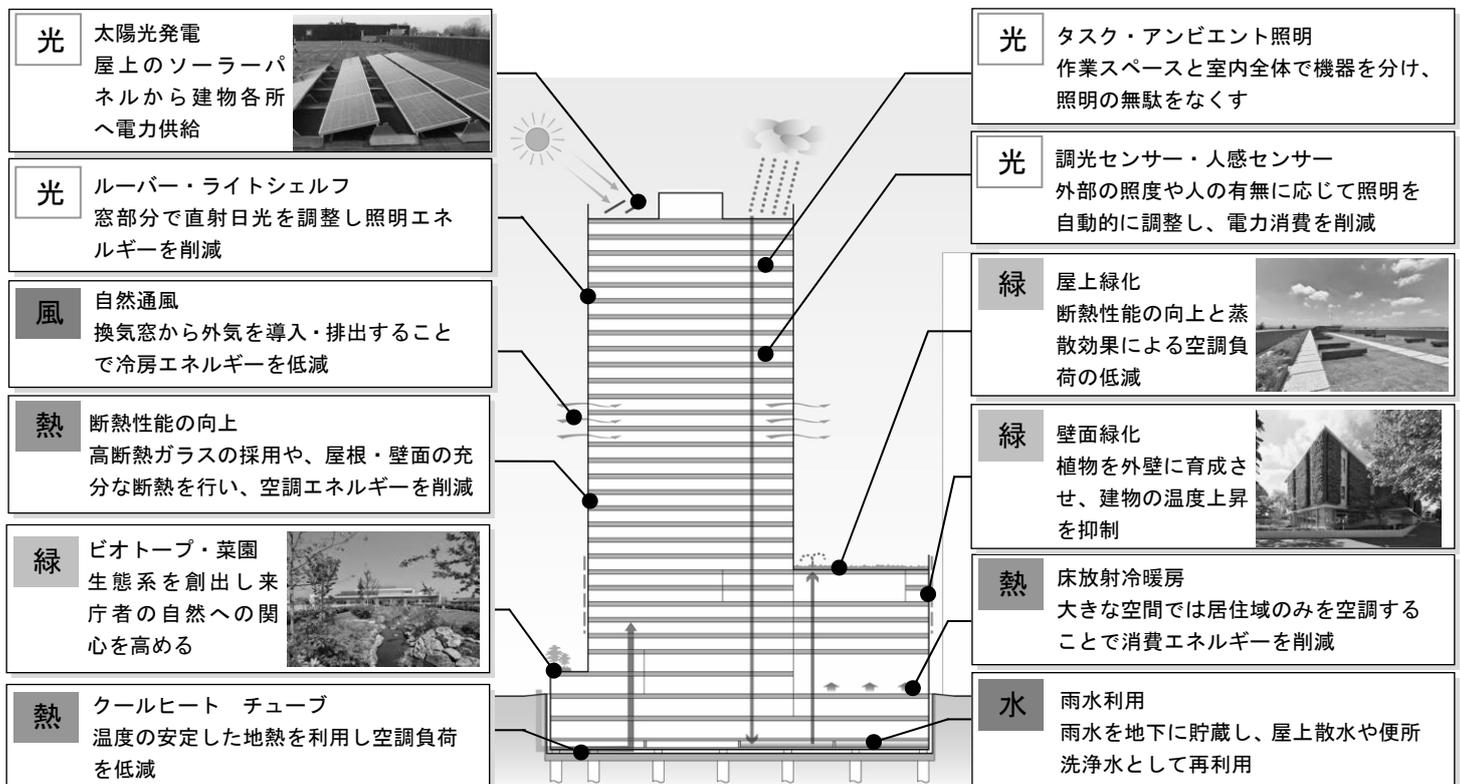
- CASBEE横浜による環境性能総合評価でSクラスの建物とします。
- 空調負荷の低減を図るとともに、地域冷暖房の導入等について検討します。
- 省電力型照明（LED照明等）の採用とあわせ、窓面からの自然採光を利用し、昼間照明電力の低減を図ります。
- 効率的なエネルギー利用の図れるビルエネルギー管理システムの導入について検討します。

(2) 自然エネルギーや再生可能資源の有効活用と緑化推進

地球環境保全のため、自然エネルギーや再生可能資源の活用を行います。また、敷地内の緑化を推進します。

- 太陽光発電や自然換気システムなどの導入を検討します。
- 内装や外構等の木質化が可能な部分について、木材利用を図ります。
- 自動・自閉水栓、節水型便器などの導入とあわせ、雨水・中水の利用を検討します。
- 敷地内の緑化を推進します。

【イメージ】



【基本理念⑤】 財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

【整備基本方針】

(1) 長期間有効に使い続けられる市庁舎の実現

計画から、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでのライフサイクルコストを踏まえた建物及び設備とし、経済性・効率性を高めるとともに、可能な限り長期間にわたって使用できる市庁舎とします。

- 標準品、汎用品、規格品、省力化の図れる工場製品等の積極的採用により建設コストを削減します。
- メンテナンスのしやすい材料を採用することで維持管理費を削減します。
ただし、設備更新サイクルが長期化する耐久性の高い材料の採用や、更新工事が容易な施設計画とすることで更新に係るコストが削減できる場合は、建設コスト等と比較・検討します。
- 環境負荷低減設備を採用することで光熱水費などの運用コストを削減します。

(2) 将来の変化への柔軟な対応と効果的・効率的な業務遂行が可能な執務室

将来の組織変更などを見据え、変化に柔軟に対応できる執務スペースを整備するとともに、業務を効果的・効率的に進められる執務室及び諸室配置とします。

- 将来の組織・業務の拡大・縮小・変更に対応できるフレキシブルなオープンフロア構成を基本とします。
- 職員間、部署間のコミュニケーションの促進が図れるようオープンな打合せスペースを整備します。
- ICT化なども含めた機能的で生産性・効率性の高い、個々の職員の能力を最大限引き出す執務環境を整備します。
- 業務の性格に応じた機能・諸室を適正に配置します。

【イメージ】

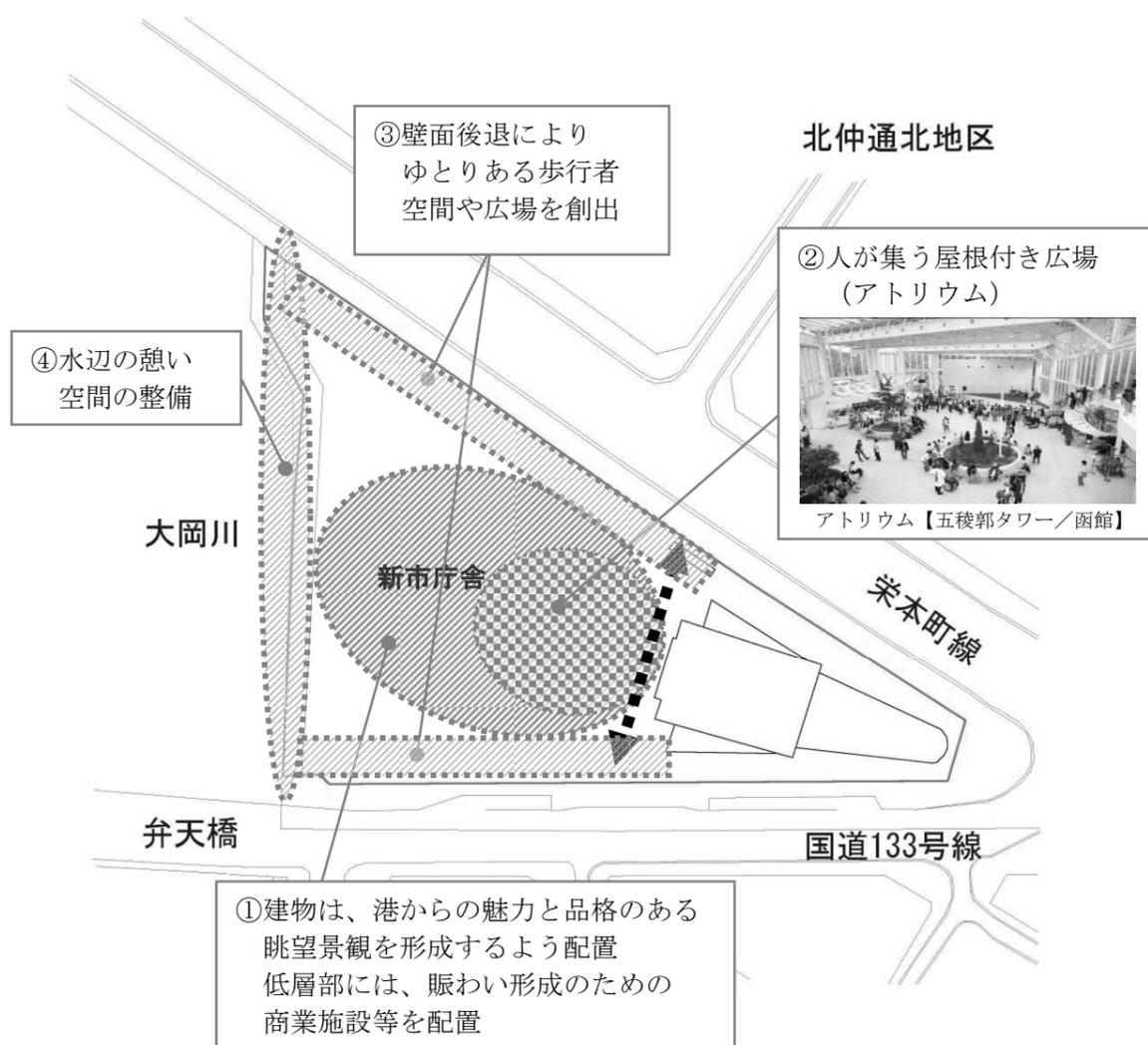


開放感溢れるオフィスと打合せスペース【日産自動車グローバル本社】

建物配置の考え方

新市庁舎の整備予定地である北仲通南地区に係る都市計画やガイドライン等を踏まえ、次のとおり建物を配置します。

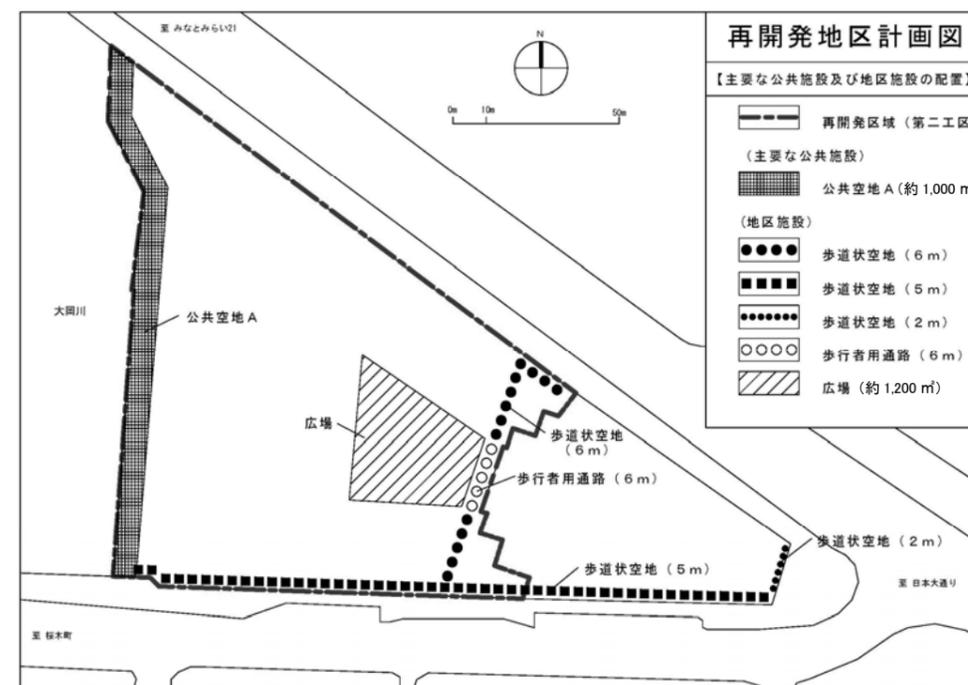
- ① 建物は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成するよう配置し、低層部には、街の賑わいを形成するための商業施設等の立地を図ります。
- ② みなとみらい線 馬車道駅に直結し、既存の横浜アイランドタワーに隣接した場所に、人が集う屋根付きの広場であるアトリウムを整備します。
- ③ 栄本町線及び国道133号線沿いには、壁面後退により、ゆとりある歩行者空間や広場を創出します。
- ④ 大岡川沿いには、水際線プロムナードの一環として水辺の憩い空間を整備します。
- ⑤ 建物まわりは、四季折々の花を配すことができるよう開かれた空間とします。



《建物配置のイメージ図》

【参考】「北仲通南地区再開発地区計画」における「公共施設等の整備の方針」(抜粋)

- ・大岡川に沿ったプロムナードの整備の一環として、人々の休息の場としての公共空地を整備する。
- ・重要な歩行者動線である都市計画道路3・3・1号本町線沿い及び本町線から駅出入口に向けて、歩行者空間の充実を図るため、広場、歩道状空地及び歩行者用通路を整備する。



【参考】「関内地区都市景観形成ガイドライン」(抜粋)

《方針》

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

《行為指針》

- ・ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。
- ・関内地区の歴史を伝える歴史的建造物に配慮した街並みを形成する。
- ・建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- ・屋外広告物は、自動車又は大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。

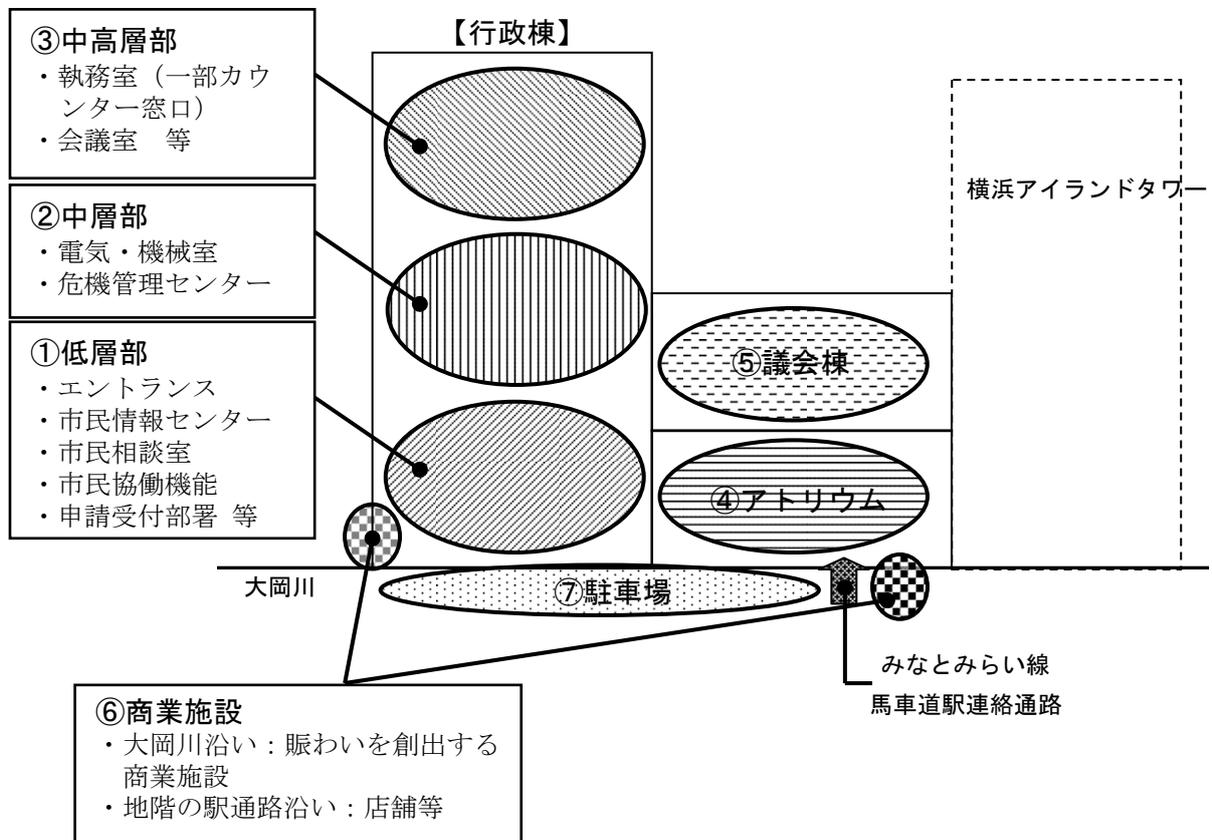
空間構成の考え方

- 民間ビル等に分散している部局を集約して、市民サービス及び業務効率の向上が図れる機能配置とします。
- 議会棟は、二元代表制の観点から行政棟とはできるだけ独立した配置とします。
- 業務連携の必要性の高い部署の近接性や、会議室をはじめとする諸室の機能などにも考慮した配置とします。

- ① 市民による利用が多い窓口部署や情報提供・相談機能、市民協働機能などは**低層部**に配置します。
- ② **中層部**には、津波による浸水の可能性を考慮して電気・機械室を配置するとともに、災害対策の本部となる危機管理センターを配置します。
- ③ その他の部署は**中高層部**に配置します。
- ④ **屋根付きの市民広場 (アトリウム)**は、みなとみらい線 馬車道駅に直結し、既存の横浜アイランドタワーに隣接した場所に配置します。
- ⑤ **議会棟**は、行政棟とはできるだけ独立させた配置とし、アトリウム上部に配置します。
- ⑥ 賑わいを創出する**商業施設**を大岡川プロムナード沿いの低層部に、ビル就業者や駅の利用者に配慮した**店舗等**を地階の駅連絡通路沿いに配置します。

※余剰床の考え方については次回以降に示します。

- ⑦ **駐車場**は地階に配置します。(津波による浸水の可能性を考慮し防潮板や止水板等を設置します。)



《新市庁舎の機能の空間構成》

1 行政機能

民間ビル等に分散している部局を集約して、来庁者の利便性と業務の効率性を高めます。

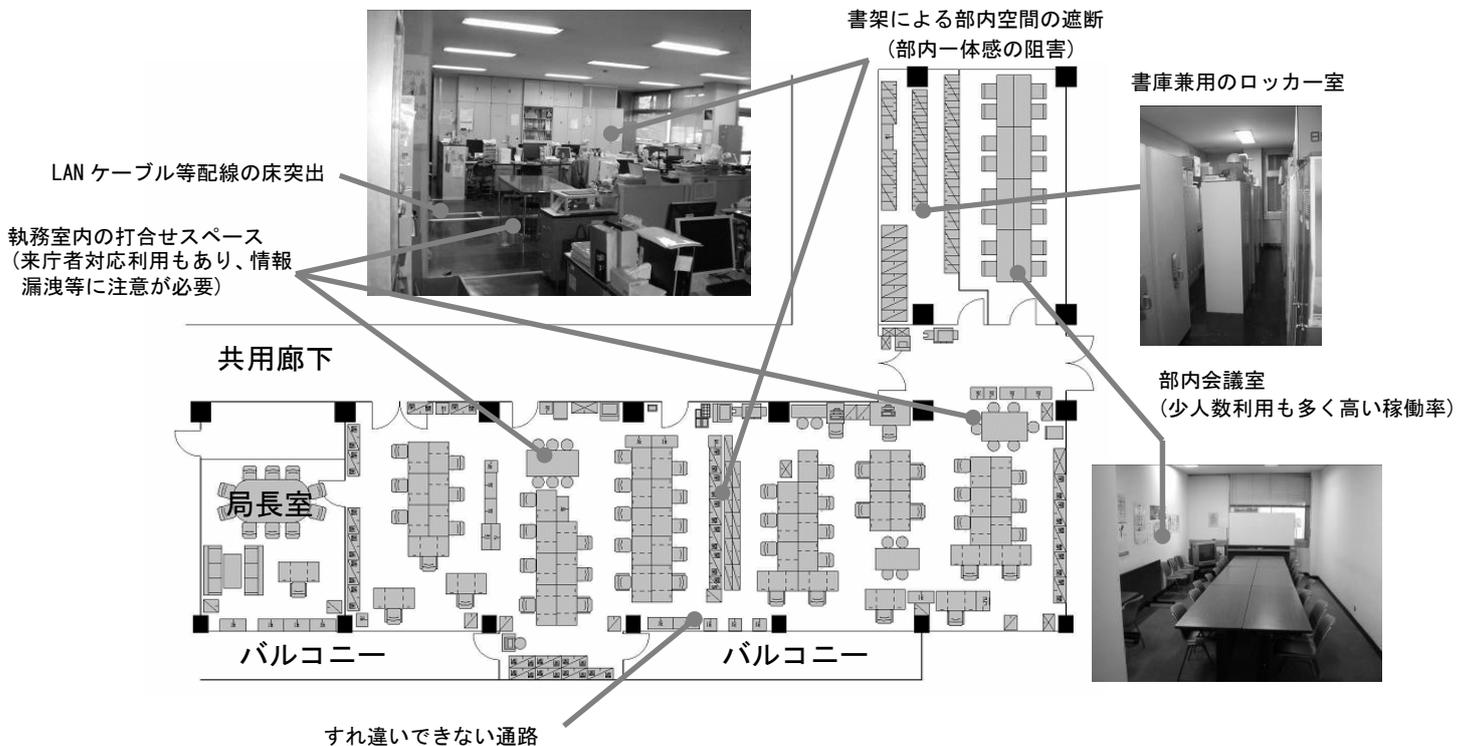
また、市役所で扱う様々な行政情報及び個人情報の保護の観点、不審者の侵入防止などの防犯上の観点などから、来庁者及び職員の立ち入り（利用）可能な場所を明確にするなど、セキュリティの確保にも配慮します。

（1）現在の課題（職員アンケート（H25.1）、各局ヒアリング（H25.6）より）

- 執務室の狭あい化、打合せスペース・会議室・来庁者対応スペースの不足
 - ・職員増への対応やレイアウト変更が困難
 - ・すれ違いが困難、車椅子・台車などが通れない動線、バリアフリー非対応
 - ・使用したいときに使えない打合せスペース・会議室（会議室の空き状況にあわせた日程調整）
 - ・長時間立ちながらの応対
- 閉鎖的な執務室
 - ・壁で区画され、部署間連携が困難
- ICT化対応の遅れ
 - ・フリーアクセスフロア非対応による配線等の床への突出
- 脆弱なセキュリティ
 - ・誰でも執務室内奥まで立ち入れてしまう構造（情報漏えいの危険性）

【参考】総務局総務部執務室

- ・執務室面積（ロッカー室含む、局長室・会議室除く）：266 m²
- ・職員数（局長除く）：50人（一人当たりの規模：5.3 m²）



(2) 整備方針

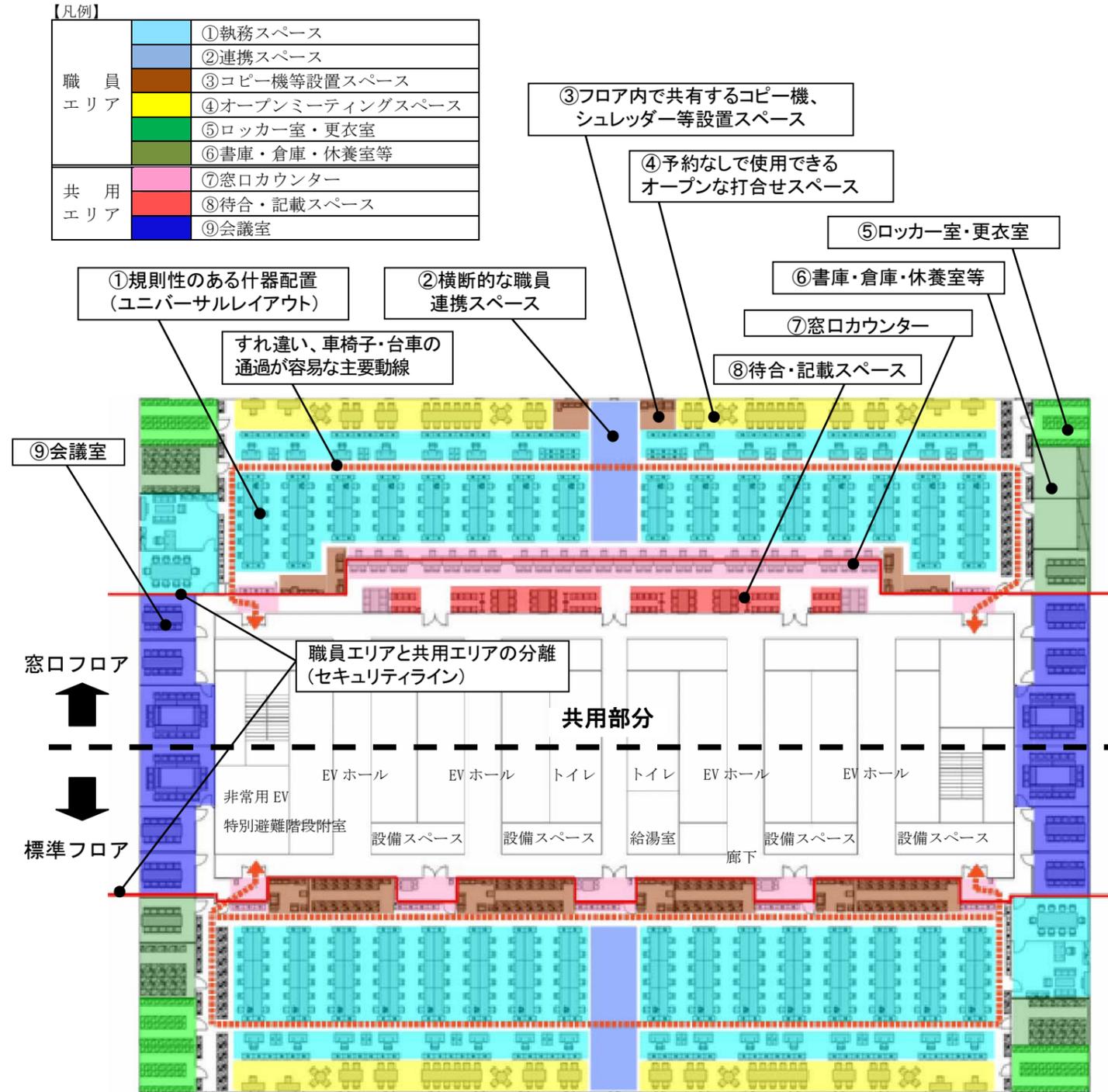
- ・執務室は、フロア全体を有効に活用できる平面構成とし、フロア内に一体感を持たせ、開放的で視認性のよいオープンフロアを基本とします。
 - ・執務室の机等は最適な位置に規則的に配置するユニバーサルレイアウト※を基本とします。
 - ・執務室の壁は可動式又は移動可能な間仕切りを備えたものとし、床をフリーアクセスとするなど将来の行政需要の変化や機構改革などに柔軟に対応できるよう配慮します。
 - ・会議室を集約した会議室フロアを設け、予約システム等の工夫により効率的な運用を行います。
 - ・会議室フロアには、使用人数に応じた大小規模の会議室を設けるとともに、会議室間の壁を可動式とするなど必要に応じて規模を変更できる仕様とします。
- また、危機管理センターに近接配置する会議室は、災害発生時に関係者の業務スペースとして転用できるものとします。

※ユニバーサルレイアウトとは…

組織変更があっても基本的にレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なワークスペース。
従来の「島型のレイアウト」は、グループ内のコミュニケーションがとりやすいという優れた特徴がありますが、増員や異動などにあたって机の並び替えや電話線・ネットワーク配線を変更する手間やコストが発生していました。
その点、ユニバーサルレイアウトでは、役職や業務特性にかかわらず、徹底したレイアウトの標準化を行ない、フレキシブルにワークスペースを運用することが可能となります。

(3) 基本レイアウトと各スペースのイメージ

整備方針に基づいた基準階の基本的なレイアウトと、各スペースのイメージを下図に示します。
(図の上半分は、市民対応の多い部署（窓口フロア）、下半分は、それ以外（標準フロア）のイメージ)



[例 1フロアの想定面積：約2,840㎡（共用部分除く）]

①執務スペース

- ・フロア全体を有効に活用できる平面構成とし、フロア内に一体感を持たせ、開放的で視認性のよいオープンフロアを基本とします。
- ・執務室の机等は最適な位置に規則的に配置するユニバーサルレイアウトを基本とします。機構改革や人事異動等の際も人と書類のみが移動し、レイアウト変更によるコストと時間を省きます。
- ・すれ違い、車椅子・台車等の通過に配慮し、主要動線の有効幅を確保します。

②連携スペース

- ・各フロアまたは部署の持つ特殊事情に応じた使い方や、職員の横断的なプロジェクトなどでコミュニケーションの促進を図るスペースとして、各フロアの裁量により使用できるスペースを設けます。
- ・自席以外のワークスペースとしての利用や、横断的なプロジェクトなどでの利用のほか、必要に応じて上下階をつなぐ階段の設置や、書庫・倉庫としての利用も可能なスペースとします。

③コピー機等設置スペース

- ・コピー機・シュレッダー、リサイクルボックス、物品等、フロア内の共有機器を集約します。

④オープンミーティングスペース

- ・予約不要（部署での専有なし）で職員なら誰でも容易に使用できるオープンな打合せスペースとします。
- ・使用人数に応じてフレキシブルな配置や使用人数を調整できる机や椅子を設置します。
- ・作業など打合せ以外の用途でも使用できるスペースとします。

⑤ロッカー室・更衣室

- ・効率的に利用できる場所に設置します。
- ・職員数（男女数）の増減に応じてスペースを調整できるものとします。

⑥書庫・倉庫・休養室等

- ・各フロアの必要数に応じて書庫・倉庫を設置するスペースとするほか、業務の性質上、機密性の高い会議や作業を行う場所としても活用できるスペースとします。
- ・業務の内容・特性に応じて、特定用途での優先的使用又は専用使用も可能とします。
- ・各フロアの必要に応じた規模の職員向け休養室を配置します。

⑦窓口カウンター

- ・申請受付など来庁者が多い部署には、申請書類の大きさ等にも配慮したゆとりのある窓口カウンターを設置します。

⑧待合・記載スペース

- ・来庁者の多い窓口カウンターには、来庁者に配慮して待合・記載スペース等を配置します。
- ・また、機密情報やプライバシーの保護などの観点から、個別ブースや個室を設けるなど、市民が安心して手続きや相談などが行えるよう配慮します。

⑨会議室

- ・来庁者対応用の会議室を設置します。
- ・使用人数に応じて面積調整が可能な仕様とします。
- ・原則、予約制の会議室として使用しますが、各フロアの業務の内容・特性に応じて、特定用途での優先的使用又は専用使用も可能とします。

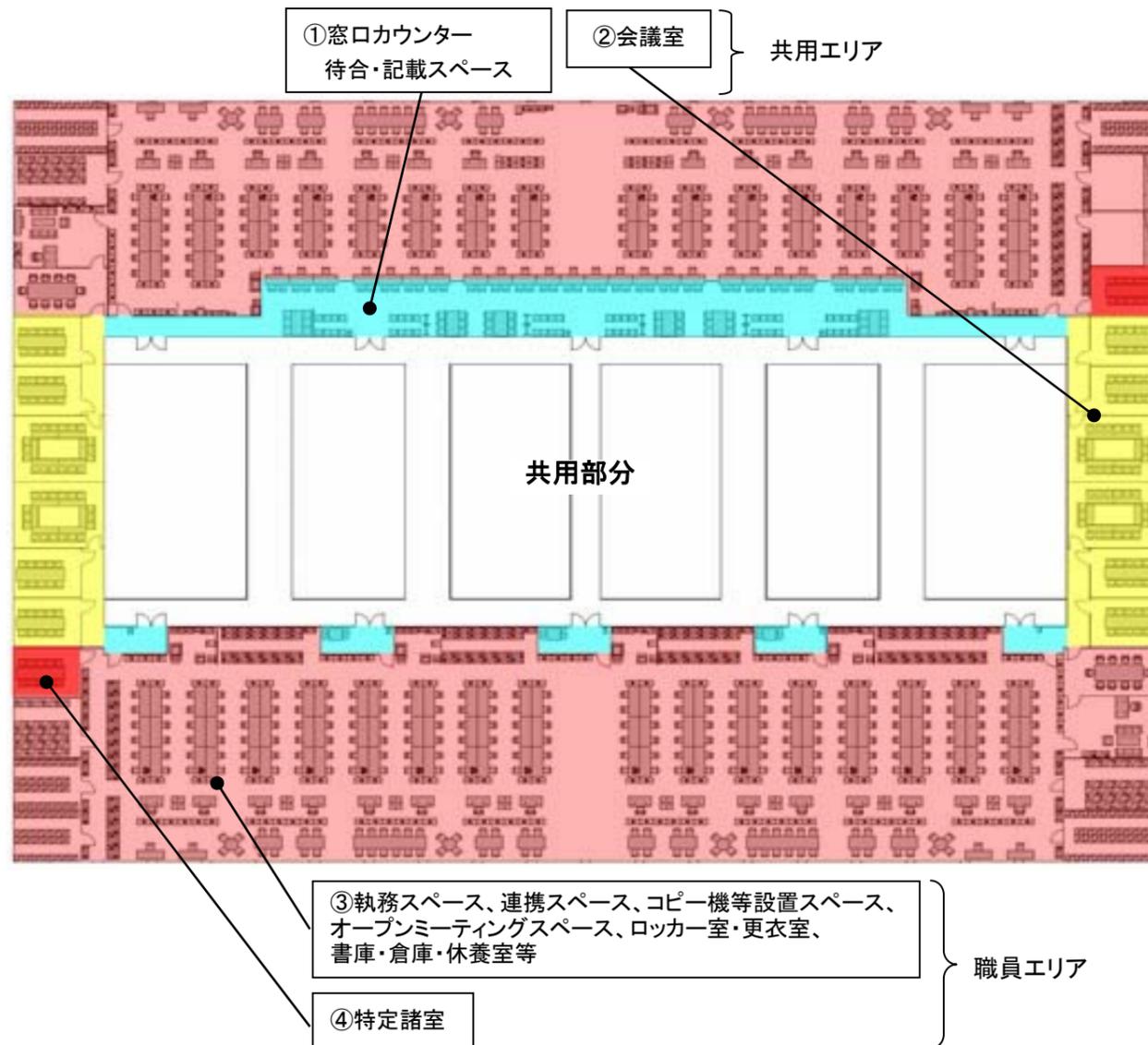
(4) セキュリティの確保

行政情報・個人情報の保護や防犯上の観点などから、来庁者の立ち入り（利用）可能な場所を明確にするとともに、職員についても特定の職員しか入室できない区画を設けるなど、業務の性質や扱う情報に応じて、セキュリティのレベルを区分します。また、セキュリティの確保を補完する機能として、カードキー等による入退室機能の導入や防犯カメラの設置等を検討します。

《セキュリティレベルの区分のイメージ》

【基本レイアウトとセキュリティレベルとの関係】

基本レイアウトのエリア		セキュリティレベル		立ち入りの可否	
				市民	職員
共用 エリア	①窓口カウンター 待合・記載スペース	レベル1: 開庁時間は誰でも利用できる	レベル2: 来庁者と職員が利用できる	○	○
	②会議室			○	○
職員 エリア	③執務スペース、連携スペース、コピー機等設置スペース、オープンミーティングスペース、ロッカー室・更衣室、書庫・倉庫・休養室等	レベル3: 職員のみが利用できる		×	○
	④特定諸室	レベル4: 特定の職員のみが利用できる。		×	○ (特定職員のみ)



レベル1 : 開庁時間は誰でも利用できる

- ・窓口カウンター、待合・記載スペースについては、業務時間内に限り、来庁者が自由に入り出ることができるオープンなエリアとします。ただし、業務の性質上、必要に応じて窓口カウンターの出入口にインターホンや呼び出し電話等を設置し、来庁者の出入りを制限することも検討します。
- ・業務時間外は、共用部分との出入口またはエレベーターホールでセキュリティを区画するなどし、来庁者の立ち入りは不可とします。

レベル2 : 来庁者と職員が利用できる

- ・窓口カウンターや待合・記載スペースでは対応できない場合の、来庁者との打合せや会議等で利用するエリアとします。
- ・機密情報やプライバシー保護などの観点から、原則、個室型とします。
- ・各室出入口にはセキュリティを設置し、入退室の際は、職員が先導し、カードキー等による解除／施錠を行います。来庁者のみでの入室は不可とし、必ず職員を伴う利用とします。
- ・原則、業務時間内での利用としますが、必要に応じて業務時間外の利用も可能とします。
- ・来庁者対応を優先としますが、利用のない場合等は職員のみでの利用も可能とします。

レベル3 : 職員のみが利用できる

- ・行政情報等の保護の観点から、原則、来庁者の立ち入りは不可とし、職員（嘱託、アルバイト等含む）専用の執務エリアとします。
- ・職員は、原則、カードキー等の認証により出入します。
- ・業務委託業者等、業務の性質上、必要がある場合に限り、職員以外の入室を可能としますが、入室可能エリアを区切る等、行政情報の保護に努めます。

レベル4 : 特定の職員のみが利用できる

- ・行政情報の中でも特に重要で機密性の高い情報などを扱う限られた職員のみが出入でき、作業室や保管用書庫等として使用します。

2 議会機能

開かれた議会を目指すとともに、効率的な議会活動が行われるよう議場等の拡充、セキュリティの強化、迎賓機能の充実等を図ります。

「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」（市会議長諮問機関）での検討結果（平成 24 年 11 月）を踏まえ、諸室ごとの整備方針を示します。

また、議会で扱う様々な情報の保護の観点、不審者の侵入防止などの防犯上の観点などから、来庁者及び議員（職員含む）の立ち入り（利用）可能な場所を明確にするなど、セキュリティの確保にも配慮します。

（1）整備方針

① 本会議場

- ・ 伝統ある横浜市会の雰囲気大切に、ゆとりを持ったスペースを確保します。
- ・ 一般傍聴席、賓客用の特別傍聴席、一般記者席、カメラ席を設けます。
- ・ 附属施設として、傍聴者ロビー、当局職員控え室を設置します。

② 委員会室

- ・ 常任委員会専用室（8室）のほか、運営委員会室、運営理事会室、全員協議会室・予算決算特別委員会室を設け、常任委員会室および運営委員会室には、当局控室等として利用できる副室を併設します。
- ・ 運営理事会室を除く各室に、傍聴のしやすさ、安全性に配慮し、記者席・傍聴席を設置します。
- ・ セキュリティの観点から傍聴者と議員（職員含む）の動線をできる限り分離します。

③ 議員控室

- ・ 議員専用フロアに配置します。
- ・ 会派の人数変動に応じて柔軟に変更できる構造・設備とします。

④ 正副議長室

- ・ 議長応接室・副議長応接室を備えた正副議長室とし、来客の待機室を設置します。

⑤ 応接室

- ・ 共用の応接室を設置するとともに、海外からの大人数の賓客などに対応できる応接室を設置します。

⑥ 会議室

- ・ 共用の会議室を設置するとともに、研修会・議連総会など多目的に利用できる会議室を設置します。
- ・ 視察受入、賓客受入のためにプレゼンテーション対応が可能な会議室を設置します。

⑦ 図書室

- ・ 十分な蔵書スペース、配架スペース、閲覧スペース、政務調査用スペースを備え、市民開放します。
- ・ 議会局事務室と近接して配置し、レファレンスサービスが可能な施設とします。

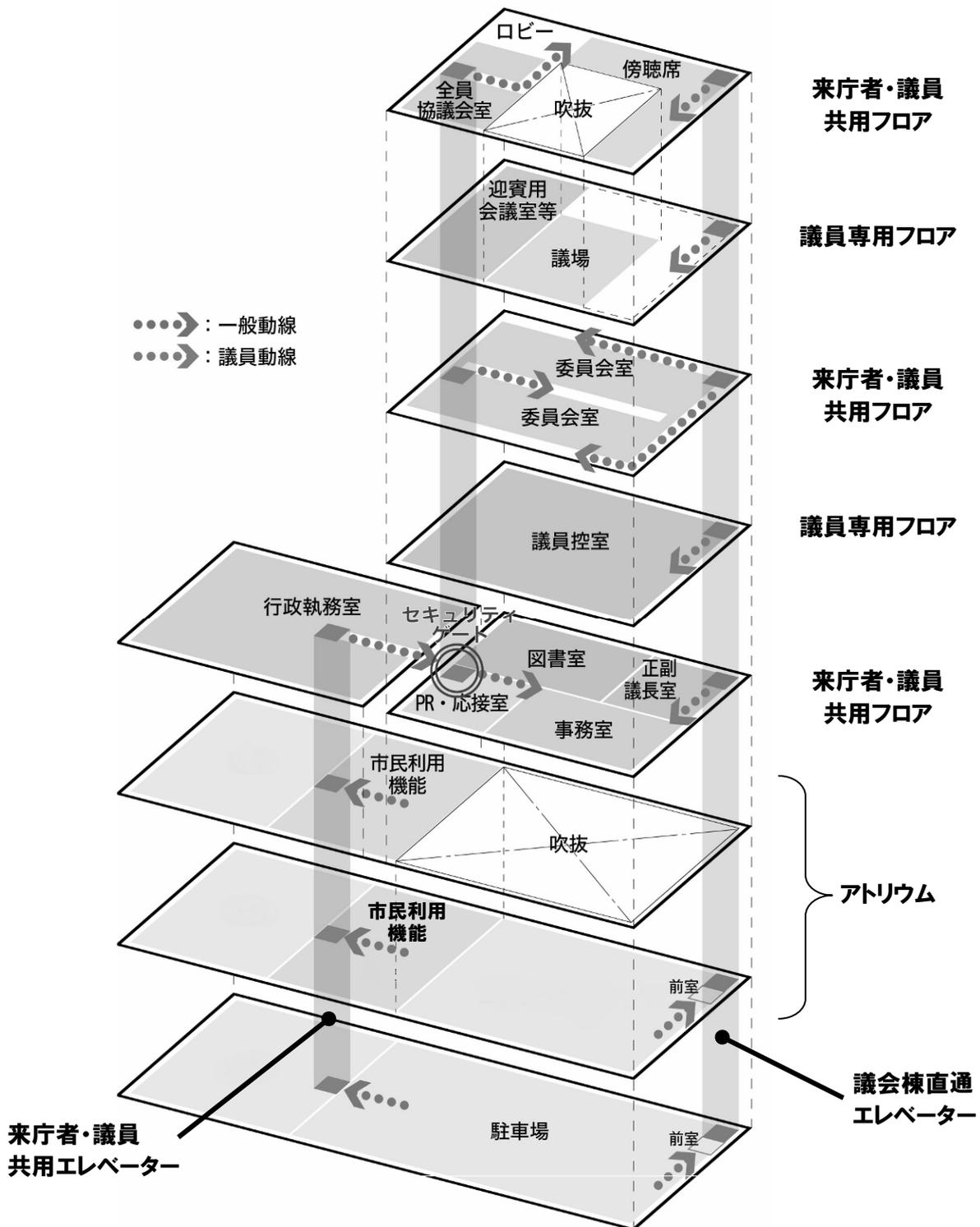
⑧ その他

- ・ 議会活動や市政情報を市民に紹介する PR コーナーや、記念品・資料などを展示するスペースを、市民が利用しやすい場所に配置します。
- ・ 議会局事務室に、請願・陳情・情報公開等の市民対応スペースを確保します。
- ・ 飲食店等については、議会棟からも利用しやすい位置に配置します。

(2) 議会棟各階イメージとセキュリティの考え方

来庁者に分かりやすいフロア配置となるようフロアごとに機能を分離し明確化します。

また、情報漏洩、防犯等の観点から来庁者及び議員（職員含む）の立ち入り（利用）可能な場所を明確にし、セキュリティを確保します。



《議会棟各階イメージとセキュリティイメージ》

3 市民利用機能

市民情報センター、市民相談室、案内所、市民協働・交流室（仮称）、屋根付き市民広場（アトリウム）などの市民利用機能は、市民にわかりやすく使いやすいよう建物低層階に配置します。

手続きや相談業務については、プライバシーの保護の観点などから、必要に応じて個別ブースや個室を設置するなど、市民が安心して手続きや相談が行えるよう配慮します。

【整備方針】

① 市民情報センター

- ・市民に分かりやすく、誰もが自由に利用できる配置とする一方、誰もが安心して安全に利用できるようセキュリティを確保します。
- ・受付スペースや開示請求スペースは、請求者が他の来庁者から見えないよう、個室や窓口カウンターへの間仕切りの設置など、来庁者のプライバシーの保護に配慮します。
- ・市民ニーズの高い情報については、配架スペースを充実させるなどして、積極的な情報提供に努めます。

② 市民相談室

- ・来庁者が落ち着いて相談でき、相談にきめ細かに応えることができるよう、個別ブースや窓口カウンターへの間仕切りの設置など、相談者のプライバシーの保護に配慮します。
- ・時間外等の相談にも対応できるよう検討します。
- ・相談者のプライバシーに配慮した待合室を設置します。

③ 案内所

- ・市民から見つけやすい、わかりやすい場所に設置します。

④ 市民協働・交流室（仮称）

- ・市民や行政による講演会、講座、シンポジウムなどが開催できるスペースとして整備します。
- ・夜間や休日の利用を前提とした配置とします。

⑤ 屋根付き市民広場（アトリウム）

- ・市民による演奏会、展示、イベント等、多目的に利用できる公共的な広場とします。
- ・待ち合わせ等での利用や気軽に訪れ休憩でき、ゆっくりとくつろげるスペースとします。
- ・夜間や休日の利用にも配慮し、通り抜けも可能なスペースとします。

4 危機管理機能

大規模地震をはじめ、危機が発生した際には、横浜市の対策本部として、情報の収集、集約、対策の立案、決定を行う危機管理センターを整備します。

災害発生時に、迅速かつ的確な意思決定ができるように災害対策の本部機能は同一フロアに集約します。

津波が発生した際に、住民や来街者が緊急的に避難できるような機能を建物及び周辺に設けます。

【整備方針】

① 危機管理センター

ア 本部運営室

- ・各区本部との情報受伝達、市役所各局の所管に関する情報収集、他の自治体やライフライン事業者等との連絡調整を行う本部運営室を設置します。

イ 関係機関執務室

- ・県警、自衛隊、ライフライン事業者等と連携して危機対処活動を行うために、関係機関が執務するための関係機関執務室を設置します。

ウ 緊急対策チーム室

- ・危機発生直後の限られた情報から被災状況を推定し、危機対処方針を立案できる専門知識や経験を有する職員を自然災害、都市災害など、事態ごとに構成する緊急対策チーム室を設置します。

エ 本部会議室

- ・市本部長（市長）、副本部長（危機管理監、副市長）、部長（局長）が、本部運営室や緊急対策チーム室からもたらされる情報を基に緊急対策の決定を行う本部会議室を設置します。

オ 備蓄庫

- ・トイレパック、水や食料等、危機対処に必要な備品・消耗品の備蓄庫を設置します。

② 津波避難ビル機能

- ・建物の2階レベルにデッキを整備し、通常は通行や休憩の場、津波発生時には、市民や来街者が緊急避難できる場所とします。
- ・さらに、建物のデッキ沿いなどに休日や夜間も利用できる出入口を設け、建物内に避難できるようにします。

③ 電気・機械室

- ・津波による浸水の可能性を考慮して中層階に配置します。
- ・浸水深以上の階と以下の階で、設備システムの系統を分離するなど浸水によるシステム全体の機能停止を防止する対策を講じます。

④ 非常用電源設備

- ・庁舎内の停電時、エレベーター、コンピュータ及び業務上必要な照明設備等へ送電できるよう、非常用電源設備を整備します。

新市庁舎の規模

1 基本構想を踏まえた検討

新市庁舎整備基本構想（平成 25 年 3 月）では、整備場所と整備パターンを相対的に比較・検討するため、「新市庁舎の規模」を行政機能、議会機能、市民利用機能、危機管理機能の面積の合計を専用部面積で約 6 万～8 万㎡、共用部（全体の 40%と想定）も含んだ面積で約 10 万～13 万㎡（駐車場を除く）とし（詳細は参考資料 1、2 参照）、今後さらに詳細な検討を進めていくこととしました。

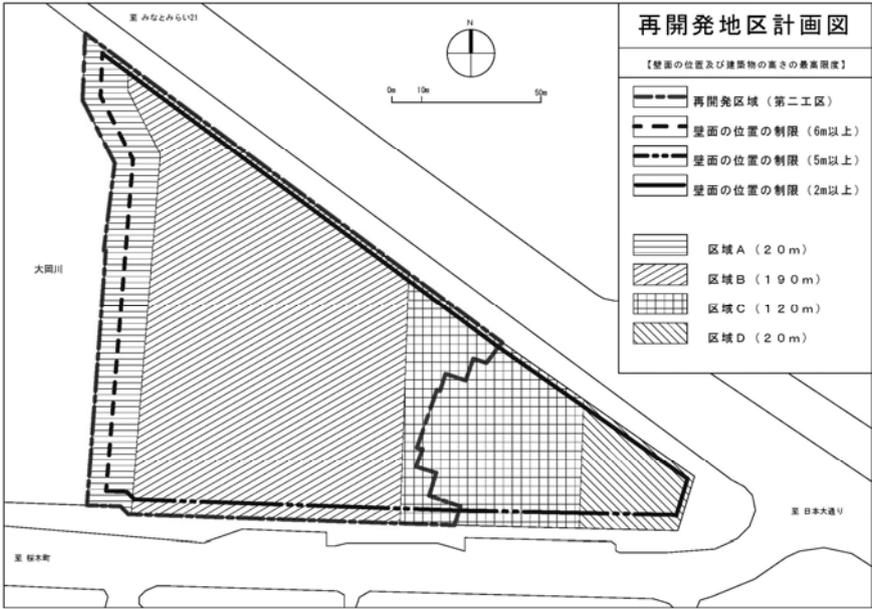
新市庁舎整備基本構想で「北仲通南地区」を整備予定地として位置づけましたので、前回の新市庁舎に関する調査特別委員会（平成 25 年 9 月 30 日）での議論（「整備基本方針」「建物配置の考え方」「空間構成の考え方」「機能別整備方針」等）を踏まえて、当該予定地における新市庁舎の規模を精査します。

2 都市計画による規定

整備予定地である北仲通南地区は、用途地域、高度地区に加えて、再開発地区計画、高度利用地区、市街地再開発事業などの都市計画が決定されており、建物の規模や高さ等に関して次のような制限が定められているため、計画検討にあたっては、この規定が前提となります。（詳細は参考資料 3、4 参照）

- 容積率の最高限度：1,080%（再開発地区計画）
- 容積率の最低限度：300%（高度利用地区）
- 建ぺい率の最高限度：80%（再開発地区計画）
- 建築面積の最低限度：200㎡（高度利用地区）
- 壁面の位置の制限：計画図参照（再開発地区計画）
- 建築物の高さの最高限度：計画図参照（再開発地区計画）

※容積率・建ぺい率・建築面積の各限度は、北仲通南地区全体の敷地に対する、新市庁舎と既存横浜アイランドタワーの合計面積に適用されます。



また、北仲通南地区再開発地区計画では「建築物等の整備の方針」の中で、建物高さについて次のように規定されていますので、この規定に即した計画とする必要があります。

- みなとみらい 21 地区と既存都心部である関内地区の接点であることを象徴する超高層建築物とする。
- 周辺の街並との調和を図るために建物の高さについては、既存の街並との連続性を考慮するとともに、敷地内においても建築物の高さを段階的な構成とする。

3 新市庁舎に集約する機能と職員数

(1) 新市庁舎に集約する機能

新たに整備する市庁舎には、**関内地区の民間ビル等に分散している組織の執務室・会議室などを集約し配置することとします。**ただし、本庁機能を有しない組織や研修組織は集約しないものとします。

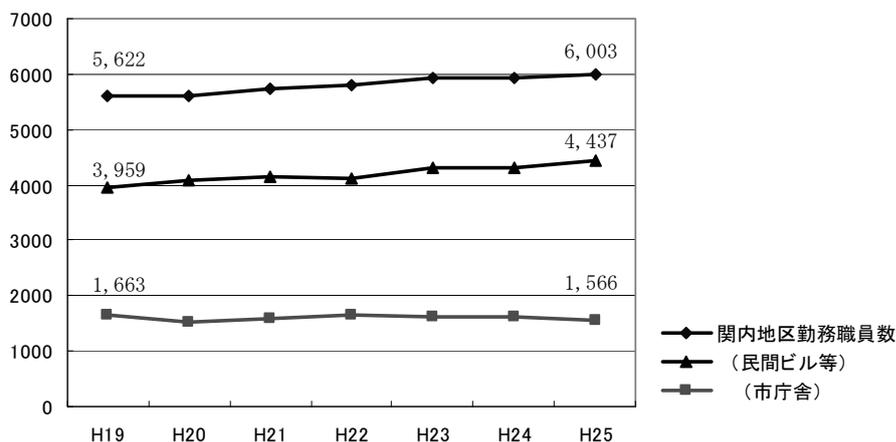
(2) 新市庁舎規模算定のための職員数

ア 関内地区に勤務する職員数

平成 25 年 5 月現在、関内地区に勤務する横浜市職員（嘱託・再雇用・アルバイト等を含む）の数は、市庁舎に 1,566 人、周辺の民間ビル等に 4,437 人の合計 6,003 人^{※1}で、近年はやや増加傾向^{※2}にあります。

※1：健康福祉局の一部移転等に伴い、平成 24 年 5 月時点の 5,938 人より増加しています。

※2：平成 25 年 9 月には、財政局の納税内部事務の集約化による区から関内へ 117 人の職員の移動がありました。



イ 新市庁舎規模算定のための職員数

平成 25 年 5 月時点の関内地区勤務職員数 6,003 人に、財政局の納税内部事務の集約化による増員数を加え、「(1) 新市庁舎に集約する機能」の考え方にに基づき、研修組織などを除いた人数は、約 6,000 人となります。

職員数の長期的動向については、市民ニーズの多様化、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲や区役所への分権、行政改革や ICT 活用による業務効率化等の要因によって様々に変化することが予想され、現時点で確定することは難しいと考えられます。

従って、今回の計画では、新市庁舎の執務・会議スペースの規模算定のための基準となる人数を 6,000 人とします。

4 新市庁舎の規模の算定

新市庁舎整備基本構想で示した行政部門及び市会部門の規模（面積）について、前回の新市庁舎に関する調査特別委員会（平成 25 年 9 月 30 日）資料「機能別整備方針」等に基づき精査を行いました。

また、下層階に配置する商業施設及び駐車場の規模についても検討を行い、新市庁舎の規模として整理しました。

なお、今後、設計段階でさらに詳細な検討を行う際には、今回整理した数値を基本とし、必要に応じて増減を行うこととします。

（1）行政部門及び市会部門（専用部）の規模

ア 行政機能

（ア）事務室

国の算定基準に基づく試算値や、他都市・民間オフィス事例などを参考に、現状を踏まえて整理しました。なお、事務室の規模算定の基準職員数は、基本構想同様、市民情報センター、市民相談室、危機管理センター等のいわゆる一般事務室以外の諸室で働く職員数（約 250 人）を、6,000 人から除いた 5,750 人とししました。

ユニバーサルレイアウトを基本に、部長以下の職員一人当たりの面積を、来客の多い窓口型の執務室（来客の待合空間等を含む）で約 8.3 m²、その他の一般的な執務室で約 6.6 m²とし、局長室、企業局などの面積を含め、合計面積を約 45,100 m²（全職員に対する一人当たりの面積：約 7.8 m²）とします。

また、特別職関連室については、現状規模をベースに、市長会見室など必要なスペースを拡充し、約 800 m²とします。

（イ）書庫・倉庫

新市庁舎への書庫・倉庫の設置は必要最小限とし、長期保存文書等については、賃料の低い場所にある民間倉庫などを積極的に利用して保管すること、また、同時に文書量自体の削減を推進し、民間倉庫利用についても徐々に削減していくことを想定する一方、**大都市制度の実現などにより、将来、職員数の増員があった場合の事務室拡張にも柔軟に対応できるよう可変性にも考慮し、合計面積を約 5,100 m²とします。**

（ウ）会議室

稼働率が高く、必要時に使用できない状況が慢性化している共用会議室を拡充し、また、迎賓機能を持つ特別会議室を設置しますが、会議室フロアへの集約や予約システムの工夫等により、効率的な運用を図ります。各階会議室も含め、合計面積を約 5,400 m²とします。

（エ）その他諸室

新市庁舎ビルの防災センター、守衛室、健康管理室などの諸室面積は、それぞれの用途に応じた必要面積を確保することとし、合計面積を約 2,400 m²とします。

イ 市民利用機能

(ア) 市民情報センター

資料閲覧コーナー、資料貸出カウンターなどを拡充し、約 500 m²(執務室を含む)とします。

(イ) 市民相談室

相談ブースや待合空間などを拡充し、約 500 m²(執務室を含む)とします。

(ウ) 案内所

庁舎内の総合案内・受付及び一時的な対応を行うスペースとして約 100 m²とします。

(エ) 市民協働・交流室等

市民や行政による講演会、講座、シンポジウムなどができる 100 人規模の会議スペースや展示スペースなど、合計面積を約 800 m²とします。

(オ) 屋根付き市民広場（アトリウム）

市民の待ち合わせや休憩場であるとともに、横浜らしさを感じるイベントなどを実施する場としてのアトリウムを再開発地区計画で定められている 1,200 m²以上確保します。本検討では、共用部の一部として整理します。

ウ 危機管理機能

(ア) 危機管理センター

本部運営室、関係機関執務室、緊急対策チーム室、本部会議室、無線統制室などを含んで、現庁舎と同規模の 1,900 m²（執務室を含む）とします。

なお、緊急時には、関係者の作業スペースとして更なるスペースが必要となるため、通常は会議室として使用するスペース（約 900 m²）を転用できるよう、会議室フロアを危機管理センターに近接配置します。（本検討では、会議室面積として整理します。）

(イ) 電気・機械室

本検討では、共用部の一部として整理します。

エ 議会機能

検討中であるため、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方に関する検討結果について（通知）」の議会棟の想定面積 7,900 m²～9,000 m²の中間値（8,500 m²）で仮置きします。

オ 行政部門及び市会部門（専用部）の規模

以上の内容を整理すると、次の表のとおり、行政部門及び市会部門の専用部の面積は、それぞれ、62,600㎡、8,500㎡となり、合計で71,100㎡となります。

行政部門・市会部門の規模(専用部)				基本構想 (想定職員数:5,900人)	基本計画 (想定職員数:6,000人)
行政部門	行政機能	事務室	一般事務室	41,200 ~ 46,300	45,100
			特別職関連室	500 ~ 800	800
		書庫・倉庫		4,100 ~ 6,100	5,100
		会議室	各階会議室	4,200 ~ 5,400	3,000
			共用会議室		2,400
		その他諸室		2,000 ~ 3,200	2,400
	市民利用機能		600 ~ 1,900	1,900	
	危機管理機能		1,900 ~ 2,000	1,900	
市会部門	議会機能		7,900 ~ 9,000	8,500	
専用部合計				62,400 ~ 74,700	71,100 行政部門: 62,600 市会部門: 8,500

大都市制度実現など将来の変化への柔軟な対応について

今後、地方分権の進展に伴う、国や県からの権限移譲、とりわけ特別自治市制度の創設による事務移譲及び職員・施設の移管による組織や業務の拡大が予測されています。

横浜市大都市自治研究会第一次提言（平成24年3月：横浜市大都市自治研究会）によれば、横浜市が特別自治市に移行する際に神奈川県から移管を受ける職員数として、約940人が見込まれています。

しかしながら、これらのうち本庁舎で勤務する職員数は、移管される職員数の一部で、その他の人数は、区役所への分権や機能強化の推進などに充当されることが想定されます。

また、不断の行財政改革による組織・業務の縮小も予測されます。

以上より、将来の行政需要や権限移譲による業務・組織の拡大・縮小による職員数の増減については、「執務スペースの机などの配置に一部可変性をもたせる」「倉庫と事務室に互換性を持たせる」などのフロア構成の柔軟性で対応することとします。

(2) 商業機能（商業施設）の規模

基本構想では、整備予定地を決めるための整備パターンの比較・検討において、各パターンで敷地条件から建設可能なほぼ最大限の規模の建物を建設した場合を想定し、建物内に余剰床が発生する場合などは、オフィス・商業施設などの民間機能の導入を図る計画として試算を行いました。

今回、北仲通南地区における建物の規模を精査するにあたっては、街の賑わいや活力を創出する観点、来庁者や来街者等の利便性を向上させる観点、賃貸料収入によって本市の財政負担を軽減する観点、周辺の関係事業者への影響の観点などから、商業機能およびオフィス機能の必要性や規模の検討を行います。

北仲通南地区再開発地区計画の「土地利用の基本方針」では、「業務施設を中心に、都心部にふさわしい機能を導入するとともに、街のにぎわいを形成するために、商業施設等の立地を図る」としています。

前回の新市庁舎に関する調査特別委員会（平成 25 年 9 月 30 日）資料「空間構成の考え方」に基づき、大岡川沿いの低層部（1・2階）には、賑わいを創出するような飲食・物販等の商業施設、地階のみなどみらい線馬車道駅連絡通路沿いなどに、駅利用者や来庁者の利便性に配慮し、また、約 6,000 人が就業する新市庁舎ビルの支援機能として、飲食店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、クリニック、銀行・郵便局などの導入を想定します。

賑わいを創出する飲食・物販等約 1,500 ㎡に、駅利用者や来庁者、ビル就業者向けの商業施設約 2,500 ㎡を加えた約 4,000 ㎡の商業施設を導入することとします。

オフィス機能（賃貸オフィス床）の導入について

余剰床をオフィスとして民間に賃貸することについては、「賃貸料収入によって事業収支上のメリットがある反面、空室リスクが大きい」とのご意見・ご指摘を、市会での議論の中でもいただきました。そこで今回、改めて、今後のオフィス床の供給動向について、事業者（建設、開発、不動産業者等）にヒアリングを行った結果、東京等からの本社機能等誘致を目的として、まとまった規模のオフィス床を賃貸する場合は、品川駅近隣地区との競争力などから考えてリスクが大きいとの意見を多くいただきました。

更に、「市内からのオフィス移転であれば、市内の民間賃貸業の圧迫に繋がることになり、横浜市が積極的に進める意義に欠けるのではないか」といったご意見も、ヒアリング結果や地域の方からのご意見としていただきました。

一方、新市庁舎全体の規模を精査した結果、賃貸オフィス床を設けなくても、都市計画に適合した建物計画になることが確認できました。

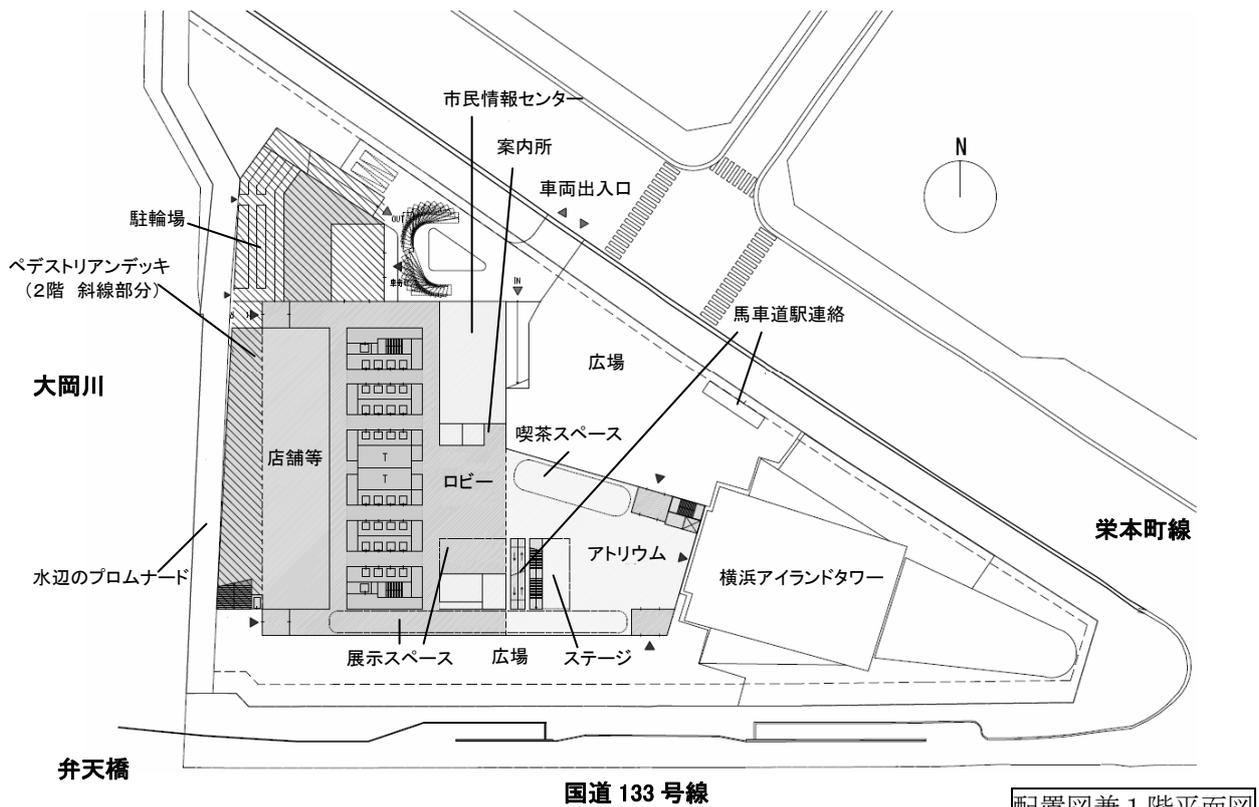
以上のことから、収益を目的とした賃貸オフィス床は、原則として整備しないこととして、市庁舎の規模を整理します。

(3) 共用部の規模

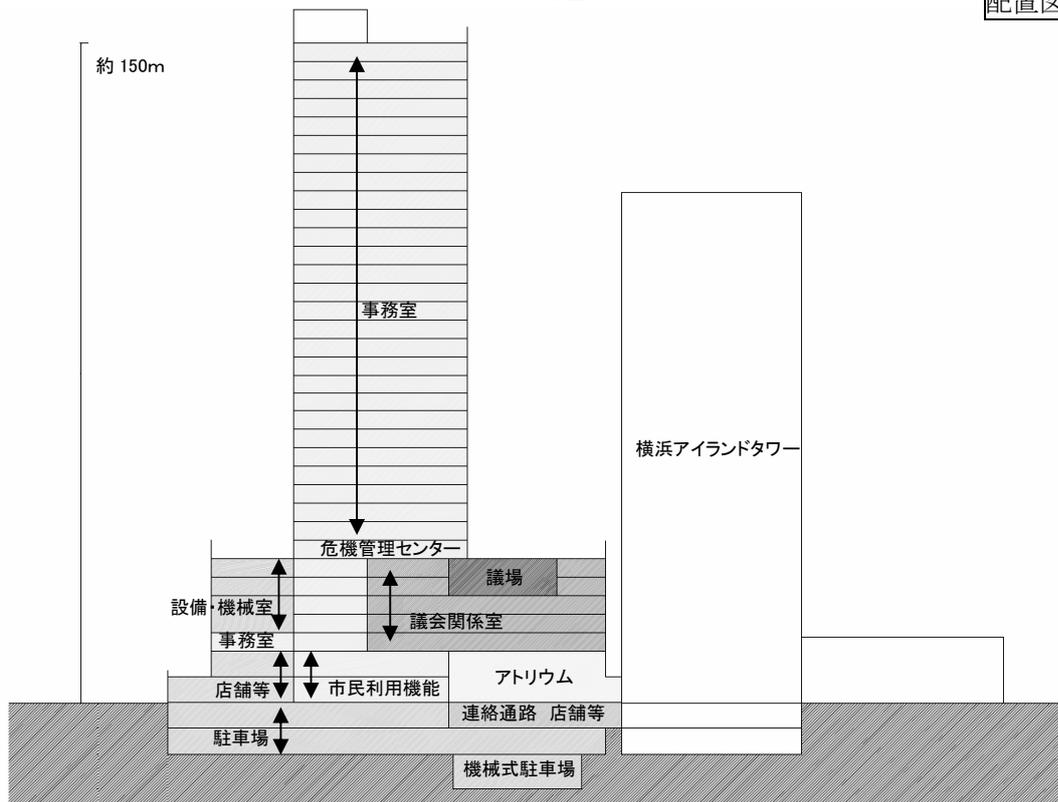
共用廊下、階段、エレベーター、エントランス、トイレ、機械室、配管スペースなどの共用部の面積は、建物の形態により異なってきます。

前回の新市庁舎に関する調査特別委員会（平成 25 年 9 月 30 日）資料の「建物配置の考え方」「空間構成の考え方」に、(1) (2)の検討結果を加味して、新市庁舎のボリュームや高さなどをイメージとして表すと、下図のようになります。この計画では、共用部の面積は、約 53,000 m²（アトリウムを含む）となります。

【イメージ図】 ※確定した計画内容ではありません。



配置図兼 1 階平面図



断面図

(4) 駐車場の規模

駐車場の規模は、横浜市駐車場条例に基づく付置義務駐車場約 410 台分（機械式駐車場を含む）を確保することとして、約 17,900 m²（バイク置場、駐輪場含む）となります。

(5) 新市庁舎全体の規模

以上の内容を整理すると、新市庁舎の規模合計は、約 146,000 m²となります。

新市庁舎全体の規模 (m²)

専用部	行政部門	62,600	専用部合計	(容積率対象) 延床面積	延床面積 146,000
	市会部門	8,500			
	商業機能	4,000			
共用部		53,000			
駐車場		17,900			

※都市計画規定への適合性の確認

	横浜アイントワ-	新市庁舎	合計	都市計画 規定	適合
敷地面積	—	—	17,326 m ²		—
総延床面積	約 44,100 m ²	約 146,000 m ²	約 190,100 m ²		—
(容積率対象)延床面積	約 40,200 m ²	約 128,100 m ²	約 168,300 m ²		—
容積率	—	—	約 972%	< 1,080%	○
				> 300%	○
建築面積	約 2,300 m ²	約 7,400 m ²	約 9,700 m ²	> 200 m ²	○
建ぺい率	—	—	約 56%	< 80%	○

【参考】基本構想における「北仲通南地区での整備案」想定面積

新市庁舎全体の規模 (m²)

専用部	行政部門	60,000	専用部合計	(容積率対象) 延床面積	延床面積 164,000
	市会部門	7,000			
	オフィス・商業機能	20,000			
共用部		58,000			
駐車場		19,000			

事業費及び収支シミュレーション

「新市庁舎の規模」で整理した内容に基づき、北仲通南地区で新市庁舎を整備する場合の想定事業費を算出し、収支シミュレーションを行いました。

ただし、これらの想定は、今後における資材の価格変動や設計段階における更なる詳細検討での庁舎規模の変動などにより変更もあり得ます。

1 設計・建設費等

(1) 新市庁舎が完成し移転するまでに必要となる費用

ア 設計・建設費等

約 613 億円 (※基本構想：603 億円 (建設費：約 574 億円 (35 万円/㎡×164,000 ㎡)、設計費等：約 29 億円))

【内訳】

- ・建設費：約 584 億円 (40 万円/㎡※×146,000 ㎡)※民間事業者へのヒアリング調査結果等による
- ・設計費等：約 29.2 億円 (建設費の5%)※調査、基本設計、実施設計、工事監理費

イ 移転費

約 7.47 億円 (10.5 千円/㎡※×71,100 ㎡) ※本市移転時の実績/什器の購入費は見込んでいない

ウ 退去修繕費

約 5.96 億円 (12.6 千円/㎡※×47,300 ㎡) ※本市移転時の実績/什器の購入費は見込んでいない

(2) 新市庁舎完成後に毎年必要となる費用

ア 維持管理費

約 6.79 億円/年 (5.3 千円/㎡・年※×128,100 ㎡)

※民間事業者へのヒアリング調査結果等による/経常的修繕費を含み、警備費を除く/駐車場を除く

イ 計画修繕費

約 189.8 億円/50 年 (130 千円/㎡※×146,000 ㎡) ※民間事業者へのヒアリング調査結果等による

2 財源

新市庁舎の整備財源については、市債を発行して市が自ら調達することとします。

ただし、商業スペースなど起債の対象外となる部分については、一般財源で整備します。

《設計・建設費等 (約 613 億円) の調達方法》

- ・市債：約 484 億円
- ・一般財源：約 129 億円 (商業施設スペース、企業局部分は起債対象外)

3 収支シミュレーション

北仲通南地区に新市庁舎を整備する場合の収支シミュレーションを2パターン示します。

パターン①は、基本構想と同様、港町にある現庁舎の改修費や解体費などの支出、建物や土地の賃貸による収入を計上したもの、

パターン②は、現庁舎の扱いについては、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの一環として、今後、具体的に検討していくため、現時点で不確定である港町にある現庁舎の改修費や解体費などの支出、建物や土地の賃貸による収入を除外したものとしました。

いずれのパターンも、仮に新市庁舎を整備しない場合に、恒常的に支出し続けなければならない費用 (民間ビル賃借料や現庁舎の維持管理費等) 及び商業施設や駐車場の賃貸料などを収入とみなして、試算を行いました。

また、竣工までの事業期間については、今回は、基本構想時と同じ8年間として試算していますが、今後、事業手法、スケジュールの検討と併せて精査していきます。

《収支シミュレーションの試算条件》

	基本構想 (H25. 3)	今回		備考
		パターン①	パターン②	
前提条件				
新市庁舎の規模	164,000 ㎡	146,000 ㎡		
専用・共用部合計	145,000 ㎡	128,100 ㎡		
専用部	87,000 ㎡	75,100 ㎡		
行政・市会 部 門	67,000 ㎡	71,100 ㎡		
賃貸床	20,000 ㎡ (オフィス機能・ 商業機能)	4,000 ㎡ (商業機能)		オフィス機能は整備しない
共用部	58,000 ㎡	53,000 ㎡		
駐車場	19,000 ㎡	17,900 ㎡		
消費税	5%	10%		2015 年(平成 27 年)の増税を想定
事業期間	8年	⇒		精査中(次回提示予定)
<支出>				
新庁舎の設計・建設費				
建設費	35 万円/㎡	40 万円/㎡		最近の市況による増(10%) ※民間事業者へのヒアリング調査結果等による
設計費等	建設費の5%	建設費の5%		消費税 10% 変更なし 設計費等:調査、基本設計、実施設計、工事監理費
維持管理費	5.1 千円/㎡・年	5.3 千円/㎡・年		
計画修繕費	125 千円/㎡・50年間	130 千円/㎡・50年間		消費税 10%
移転費	10 千円/㎡	10.5 千円/㎡		
退去修繕費	12 千円/㎡	12.6 千円/㎡		
市債償還				
市債発行条件: 起債利率 (償還期間:30 年)	1.66%	1.65%		過去 10 年間の 10 年以上の長期債発行額の平均利率(時点修正)
耐震改修費用市債 充当分の繰上償還	算入	算入	除外	パターン②:港町にある現庁舎の扱いに係る部分のため除外
現庁舎の 改修・解体費				
<収入>				
民間ビル賃借料・ 共 益 費 等	20.60 億円/年	22.68 億円/年		新市庁舎への集約対象部署の増 消費税 10%
現庁舎維持管理費等	2.46 億円/年	2.58 億円/年		消費税 10%
市債発行による収入	起債対象額を 実施年度へ割り振り	起債対象額を 実施年度へ割り振り		変更なし
民間への土地・建物賃貸収入				
駐車場	35 千円/月	35 千円/月		変更なし
北仲通南地区	15.0 千円/坪・月	15.0 千円/坪・月		
港町地区	算入	算入	除外	パターン②:港町にある現庁舎の扱いに係る部分のため除外
空室率	12%	12%		変更なし 横浜ビジネス地区(関内・横浜駅・新横浜)平均値(H23.12 末)

《収支シミュレーション結果の比較》

		基本構想(H25.3)	今回	
			パターン①	パターン②
整備概要	北 仲 通 南 地 区	新市庁舎を建設		
	賃 貸 床	20,000 m ² (オフィス床・商業床)	4,000 m ² (商業床)	
	港町地区 現 行 政 棟	改修して建物を賃貸		不確定のため除外
	現 市 会 棟	解体・撤去して土地を賃貸		不確定のため除外
設計・建設費等	新市庁舎建設費	約 603 億円	約 574 億円	約 584 億円
	新市庁舎設計費等 (建設費の5%)		約 29 億円	約 29 億円
財源	市 債	約 457 億円	約 484 億円	
	一 般 財 源	約 146 億円	約 129 億円	
民間への土地・建物賃貸収入		19.07 億円	11.11 億円	2.02 億円
①入居開始まで(事業年度9年目まで)の一般財源負担		約 251 億円	約 248 億円	約 185 億円
②入居翌年～市債償還終了までの29年間で発生する新たな一般財源負担		なし	なし	断続的に発生 約 90 億円 (年平均約 3.1 億円)
③当初からの一般財源負担相当額の回収終了年度	事業年度	35 年目	42 年目	55 年目
	開業年度	27 年目	34 年目	47 年目
入居開始から市債償還終了までの30年間の市債償還額と民間ビル賃借料・共益費等との比較	市債償還額	約 575 億円	約 608 億円	
	民間ビル賃借料・共益費等	約 618 億円 (20.60 億円/年×30年)	約 680 億円 (22.68 億円/年×30年)	
財政健全化(実質公債費比率)に与える影響		平均 0.3 ポイント	平均 0.3 ポイント	

《収支シミュレーションのパターンごとのまとめ》

パターン①

- 基本構想と同様、港町にある現庁舎の改修費や解体費などの支出、建物や土地の賃貸による収入を計上し試算しています。
- 入居開始までの間（9年間）の一般財源負担額は、約248億円となります。
- 入居翌年以降、市債償還終了までの間（29年間）、新たな一般財源負担は発生しません。
- 入居開始から市債償還終了までの30年間の市債償還額の合計は、約608億円となります。この金額は、仮に市庁舎を整備しない場合に恒常的に支出し続けなければならない費用のうち、民間ビル賃借料・共益費等（22.68億円）の30年間分（ $22.68 \times 30 = 680$ 億円）より低くなります。
- 当初の一般財源負担額も含めた支出総額（新市庁舎の建設費、利息、維持管理費、計画修繕費など）と、仮に市庁舎を整備しない場合に恒常的に支出し続けなければならない費用（民間ビル賃借料・共益費等と現庁舎維持管理費等の合計 約25.26億円/年）の総額との関係は、開業34年目で逆転します。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントとなります。

パターン②

- 港町にある現庁舎の扱いについては、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの一環として、今後、具体的に検討していくため、現時点で不確定である港町にある現庁舎の改修費や解体費などの支出、建物や土地の賃貸による収入を除外し試算しました。
- 入居開始までの間（9年間）の一般財源負担額は、約185億円となります。
- 入居翌年以降、市債償還期間中の新たな一般財源負担は、29年間で約90億円（約3.1億円/年）となります。
- 入居開始から市債償還終了までの30年間の市債償還額の合計は、約608億円となります。この金額は、仮に市庁舎を整備しない場合に恒常的に支出し続けなければならない費用のうち、民間ビル賃借料・共益費等（22.68億円）の30年間分（ $22.68 \times 30 = 680$ 億円）より低くなります。
- 当初の一般財源負担額も含めた支出総額（新市庁舎の建設費、利息、維持管理費、計画修繕費など）と、仮に市庁舎を整備しない場合に恒常的に支出し続けなければならない費用（民間ビル賃借料・共益費等と現庁舎維持管理費等の合計 約25.26億円/年）の総額との関係は、開業47年目で逆転します。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントとなります。

《結論》

港町にある現庁舎の扱いについては、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの一環として、自由度を持って検討を進めるため、今後は、今回の収支シミュレーションのパターン②の考え方に基づき検討することとします。

資料一覧

参考資料 1 : 現庁舎の規模と新市庁舎の概算面積の算定

(新市庁舎整備基本構想 (H25. 3) から抜粋)

参考資料 2 : 用途ごとの規模算定の考え方

(新市庁舎整備基本構想 (H25. 3) から抜粋)

参考資料 3 : 北仲通南地区第二種市街地再開発事業

参考資料 4 : 北仲通南地区再開発地区計画

参考資料 5 : 北仲通南地区での整備案の収支シミュレーション

(新市庁舎整備基本構想 (H25. 3) から抜粋)

③ 現庁舎の規模

現在、市庁舎及び周辺民間ビル等に分散している諸室の面積（共用部・駐車場面積を除く）を機能ごとに分類すると、次のように整理されます。（平成20年調査による）

（単位：㎡）

用途		市庁舎	民間ビル等 ^{※1}	合計	備考
行政機能	事務室 ^{※2}	8,110 <small>(うち特別職 関連室:466)</small>	29,144	37,254	職員一人当たりの規模 平均:約 7.3 ㎡ (市庁舎:約 5.8 ㎡ 民間ビル等:約 7.8 ㎡)
	書庫・倉庫	1,587	2,503	4,090	ほか、2,880 ㎡の外部倉庫有
	会議室	1,016	3,191	4,207	
	その他諸室	1,703	1,471	3,174	食堂、健康管理関係室、印刷・コピー・集配室、守衛室等
市民利用機能		580	—	580	市民相談室、市民情報センター等
危機管理機能		1,907	—	1,907	危機管理センター、災害用備蓄庫
議会機能		3,748	—	3,748	
その他	郵便局・銀行	302	—	302	
	研修室等	—	12,472	12,472	教育文化センター(研修室・市民ギャラリー等)
合計		18,953	48,781	67,734	

※1 関内中央ビル、関内駅前第一ビル、関内駅前第二ビル、松村ビル、松村ビル別館、横浜関内ビル、朝日会館、第一総業ビル、JNビル、産業貿易センター、住友生命横浜関内ビル、横浜馬車道ビル、昭和シェル山下町ビル、横浜ニューポートビル、尾上町ビル、テオービル、教育文化センター

※2 市民相談室、市民情報センターは「市民利用機能」、危機管理センターや議会局事務室はそれぞれ「危機管理機能」「議会機能」で計上しているため、除いている。また、教育文化センター内事務室については、その他「研修室等」に含めて計上している。

(2) 概算面積の算定

新市庁舎には、港町1丁目に建つ市庁舎及び関内駅周辺の民間ビル等に入っている市の組織(局、事業本部、行政委員会等)及び市会が入るものとして、面積を算定しました。

- 一般事務室（想定職員数：5,650人 残り250人は市民利用機能・危機管理機能等の諸室で勤務）：総務省の起債基準及び国土交通省庁舎一般営繕基準、現庁舎の規模等を参考に一人当たり面積に職員数を乗じて算定
- 書庫・倉庫：総務省や国土交通省の基準及び現状を踏まえて算定
- 会議室、市民利用機能、危機管理機能など：積み上げ方式により面積を算定
- 議会機能：「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」（市会議長諮問機関）での検討結果（平成24年11月）を反映（詳細は、参考資料4参照）
- 廊下、エレベーター、トイレ、機械室などの共用部分：建物全体の合計の40%として算定

以上の算定結果をまとめると、次の表のとおりとなります。

新市庁舎の規模は、専用部面積で約6万～8万㎡、共用部も含んだ面積で約10万～13万㎡をベースとし、今後さらに詳細な検討を進めていくこととします。（駐車場を除く）

なお、平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申における新市庁舎の規模（全体で17万㎡～19万㎡程度）に比べ、30%から40%程度コンパクトな想定規模となっています。

			面積(m ²) (A) (B)	(A : 最小限の規模 B : 最大限の規模)
行政機能	事務室	一般事務室	41,200～46,300	A : 現庁舎の職員一人あたりの平均面積(7.3 m ²)×職員数(5,650人) B : 総務省地方債事業算定基準による面積(8.2m ²)×職員数
		特別職関連室	500～ 800	A : 現庁舎の規模 (市長・副市長執務室、応接室、待合等) B : 応接室、待合スペースなどの拡充
	書庫・倉庫		4,100～ 6,100	A : 現庁舎の規模 B : 総務省地方債事業費算定基準による試算結果
	会議室		4,200～ 5,400	A : 現庁舎の規模 B : 高い稼働率の緩和のため、共用会議室を現状の7割程度拡充、 迎賓機能を持つ特別会議室の設置
	その他諸室		2,000～ 3,200	A : 食堂はビル内の民間機能で担うことを想定し、現庁舎の規模から 食堂を除いた規模 B : 現庁舎の規模
議会機能 ※1			7,900～ 9,000	A : 議場450m ² 、常任委員会室140m ² /室、議員控室15m ² /人 B : 議場600m ² 、常任委員会室170m ² /室、議員控室20m ² /人
市民利用機能			600～ 1,900	A : 現庁舎の規模(市民相談室・市民情報室) B : ロビー空間や市民協働促進スペース、総合案内などの設置 市民相談室・市民情報室における相談ブースなどの拡充
危機管理機能 ※2			1,900～ 2,000	A : 現庁舎の規模 B : 事務室(災害対策本部を開設・維持するためのシステム、物資 及び機材等の整備)及び庁舎内備蓄庫等の拡充
専用部合計			62,400～ 74,700	○行政部門(行政・市民利用・危機管理機能の合計) : 54,500～65,700 m ² ○市会部門(議会機能) : 7,900～9,000m ²
共用部			41,600～ 49,800	全体の40%と想定 ○行政部門 : 36,400～43,800m ² ○市会部門 : 5,200～ 6,000m ²
合計 ※3			104,000～124,500	○行政部門 : 90,900～109,500m ² ○市会部門 : 13,100～ 15,000m ²

※1:議会機能部分の面積については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」(市会議長諮問機関)での検討結果(平成24年11月)による。(専用部分で7,900～9,000 m²、共用部分を含む合計で13,100～15,000 m²)

※2:災害時の危機管理対策の統括機能(災害対策本部)が、新市庁舎内に整備されることや、大規模災害発生時のリスクを分散させる観点から、消防局については新市庁舎に集約しないこととする。

※3:駐車場面積は別途算出するものとして、合計には含まれていない。

<用途ごとの規模算定の考え方>

①事務室の規模算定について

標準的な事務室の規模については、国の算定基準に基づく試算値や、他都市・民間オフィス事例などを参考に、現状を踏まえ整理・検討を行います。

なお、市民相談室、市民情報センター、危機管理センター、議会局事務室及び諸室の規模については、別途検討※6することとし、これらの事務室で働く職員数を、5,900人から除いた数値(5,650人)を事務室規模算定のための基準職員数として検討します。

【国の算定基準】

- ・「総務省地方債事業費算定基準」※7による試算値
- ・「国土交通省新営庁舎面積算定基準」※8による試算値

【他都市・民間オフィスの実績面積】

- ・政令指定都市の本庁舎執務室面積
- ・民間オフィスの使用実態

※6 例えば、市民情報センターは、事務スペース以外に行政資料コーナーや情報公開コーナーなどを持っているため、別途検討することとします。

※7 地方債計画として庁舎整備をする場合における標準的な事業費を算定するための基準(総務省事務次官通知 平成22年度まで適用)

※8 官庁営繕関係の統一基準

○「総務省地方債事業算定基準」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の一人当たり(m ²)※9	54.0	54.0	22.5	9.0	9.0	4.5	
面積(m ²)	1,188.0	8,424.0	9,337.5	2,601.0	6,957.0	17,977.5	46,485
	職員一人当たり：						約 8.2 m ²

※9 4.5 m²を基準に、職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○「国土交通省新営庁舎面積算定基準(地方大官庁：第1次出先機関)」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の一人当たり(m ²)※10	39.6	39.6	22.0	11.0	7.9	4.4	
面積(m ²)	871.2	6,177.6	9,130.0	3,179.0	6,122.2	17,578.0	43,050
	職員一人あたり：						約 7.6 m ²

※10 4.0 m²を基準に、補正率(10%)及び職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○ 政令指定都市の本庁舎執務室面積

平成21年度に行った調査の結果《参考資料3》、

政令指定都市の本庁舎執務室の職員一人当たり平均面積は、**約 7.3 m²**

○ 民間オフィスの使用実態(財務省実施アンケート調査：財務省ホームページより)

平成13年度実施 調査対象 130件 一人当たり：10.19 m²(役員用個室面積を含まない)

平成16年度実施 調査対象 90件 一人当たり：10.40 m²(役員用個室面積を含む)

平成17年度実施 調査対象 1,038件 一人当たり：13.02 m²(役員用個室面積を含む)

職員一人当たり面積を整理すると次のようになりますので、これをもとに検討を進めます。

現庁舎(民間ビル等含む)	約 7.3 m ²
総務省地方債事業費算定基準による試算	約 8.2 m ²
国土交通省新営庁舎面積算定基準による試算	約 7.6 m ²
政令指定都市の本庁舎執務室面積調査による試算	約 7.3 m ²

②書庫・倉庫の規模算定について

新市庁舎への書庫・倉庫の設置は必要最小限とし、長期保存文書等については、賃料の低い場所にある民間倉庫などを積極的に利用して保管すること、また、同時に文書量自体の削減を推進し、民間倉庫利用についても徐々に削減していくことを想定して検討を進めます。

算定には、「総務省地方債事業費算定基準」、「国土交通省新営庁舎面積算定基準」を参考としながら、現状を踏まえて検討を行います。

○「地方債事業費算定基準」による試算

約 6,100 m² (①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の 13%)

○「国土交通省新営庁舎面積算定基準（地方大官庁：第1次出先機関）」による試算

約 5,100 m² (補正率を乗じず、①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の 13%)

③会議室の規模算定について

会議室のうち、各局共通で使うことができる共用会議室は、稼働率が高く（平成 22 年度：約 86.2%）、必要時に使用できない状況が慢性化しているため、拡充する必要があります。

ただし、必要最小限の増床となるよう、会議室を集約したフロアの設置や予約システムの工夫による効率的な運用、事務室における打合せスペースの配置等についても検討していきます。

④市民利用機能、危機管理機能、その他諸室の規模算定について

市民利用機能(市民相談室、市民情報センターなど)、危機管理機能(危機管理センターなど)、その他諸室(守衛室など)については、現状をベースに、拡充が必要な点を具体的に確認しながら検討を進めます。

⑤議会機能(議会局を含む)の規模算定について

「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討内容を基に、連携して検討を進めます。

⑥共用部分・その他の用途について

廊下、トイレ、階段、エレベーター、機械室等の共用部分の面積は、全体面積の 40%として検討を進めます。

また、今後、規模、整備予定地を決定していく中で、容積率に余裕が出ることも考えられます。

その場合は将来的な組織・業務等の拡大への対応や、行政機能に限らず多様性のある建物とするため、余剰床の活用についても検討していきます。

市街地再開発事業

名 称	北仲通南地区第二種市街地再開発事業															
面 積	約 3.0 ha															
公 共 施 設 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考										
		幹 線 街 路	3・1・7号 栄 本 町 線	40.0m	約 160m	都市計画道路										
		幹 線 街 路	3・3・1号 本 町 線	13.5m (27.0m)	約 330m	都市計画道路										
建 築 物	建 築 物			敷地面積に対する		主 要 途 途										
	建 築 面 積	延 べ 面 積	高 さ の 最 高 限 度	建 築 面 積 の 割 合	延 べ 面 積 の 割 合											
建 築 物 の 整 備 に 関 す る 計 画	約 9,300㎡	約 209,000㎡ (容積対象面積 約187,000㎡)	<table border="1"> <tr> <th>区 域</th> <th>数 値</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>190m</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>120m</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>20m</td> </tr> </table>	区 域	数 値	A	20m	B	190m	C	120m	D	20m	約 6/10	約 108/10	事務所 店舗等
	区 域	数 値														
A	20m															
B	190m															
C	120m															
D	20m															
備 考	(備考)															
	<p>(1) 高度利用地区の制限内容</p> <p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 80/10, 60/10, 40/10</p> <p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度 30/10</p> <p>建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10</p> <p>建築物の建築面積の最低限度 200㎡</p> <p>(注1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を加え、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第4項第一号に該当する建築物にあつては、2/10を加えたものとする。</p> <p>(注2) 建築基準法第68条の5第1項の規定により特定行政庁が認定した建築物においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する制限を適用しない。</p> <p>(2) 再開発地区計画の制限内容</p> <p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 108/10</p> <p>建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10</p> <p>建築物の高さの最高限度 区域A 20m, 区域B 190m, 区域C 120m, 区域D 20m</p> <p>(3) 駐車台数 約 580台</p>															
建 築 敷 地 面 積	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画														
	約 17,300㎡	<ul style="list-style-type: none"> 大岡川に面する部分は6m以上の壁面後退を行うとともに、公共空地(約1,000㎡)を整備する。 道路に接する外周部は5m又は2m以上の壁面後退を行うとともに、本町線沿いは歩道状空地とする。 本町線から駅に向けて歩道状空地及び歩行者用通路を整備するとともに、これに沿って、広場(約1,200㎡)を整備する。 														
備 考	・ 都市高速鉄道みなとみらい21線の駅出入口周辺に公共空地(約900㎡)を整備する。															

建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限については、再開発地区計画図参照

■■ 北仲通南地区再開発地区計画 ■■

名称		北仲通南地区再開発地区計画	
位置		横浜市中区北仲通及び本町	
面積		約 3.0ha	
区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	<p>本地区は、ゆめはま2010プランの中で、都心の機能強化のため、みなとみらい21地区などと一体的に整備することが位置づけられている。</p> <p>そのため、本再開発地区計画は、以下の方針に従って計画的な市街地形成を図ることを目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路3・1・7号栄本町線(以下「栄本町線」という。)の整備に合わせて、機能の低下した既成の業務市街地の街区を統合し、一体的な土地の高度利用を図ることにより、都心部の強化を図る。 2 安全で快適な歩行者空間を整備し、都心部歩行者ネットワークの強化を図る。 3 みなとみらい21地区の再開発を関内地区に展開するための先導的地区とする。 4 都市高速鉄道みなとみらい21線(以下「みなとみらい21線」という。)の駅を中心とした公共空地や歩行者空間の整備を図る。 	
	土地利用の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務施設を中心に、都心部にふさわしい機能を導入するとともに、街のにぎわいを形成するために商業施設等の立地を図る。 2 歴史的資産の保全を図り、親水空間の整備など環境資源を活用する。 	
	公共施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄本町線を整備し、みなとみらい21地区と関内地区との連絡を図る。 2 大岡川に沿ったプロムナードの整備の一環として、人々の休息の場としての公共空地を整備する。 3 みなとみらい21線の駅前に、乗降客の利便性に配慮したゆとりの空間を確保し、さらに周辺のプロムナードとのネットワークを形成するため、安全で快適な公共空地を整備する。 4 重要な歩行者動線である都市計画道路3・3・1号本町線(以下「本町線」という。)沿い及び本町線から駅出入口に向けて、歩行者空間の充実を図るため、広場、歩道状空地及び歩行者用通路を整備する。 5 都心部の駐車場需要に対応するため、周辺も考慮した適切な規模の駐車場を整備する。 6 都心機能の強化に対応する大量輸送機関として、みなとみらい21線を整備する。 	
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 みなとみらい21地区と既存都心部である関内地区の接点であることを象徴する超高層建築物とする。 2 周辺の街並との調和を図るため建物の高さについては、既存の街並との連続性を考慮するとともに、敷地内においても建築物の高さを段階的な構成とする。 3 アトリウム(人が集う屋根付きの広場空間)、ペDESTリアンデッキ及び歩行者用通路等、快適な歩行者空間づくりを行い、街のにぎわいを生み出す。 4 旧第一銀行の保存、水辺の憩い空間の整備等、歴史的資産や周辺の景観・環境資源を生かしたデザインとする。 5 建物の大岡川沿いの部分については、公共空地の広場的機能を考慮した形態とする。 	
主要な公共施設の配置及び規模		公共空地A	面積 約 1,000㎡
		公共空地B	面積 約 900㎡

■再開発地区整備計画■

位置		横浜市中区北仲通及び本町		
面積		約 3.0ha		
地区施設の配置及び規模			幅員	延長
		歩道状空地	6m	約 55m
			5m	約 190m
			2m	約 20m
		歩行者用通路	6m	約 20m
広場	面積 約 1,200m ²			
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の2で定めるもの 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(と)項第3号に掲げる工場 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 住居の用に供するもの(管理人住宅を除く。)		
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の108		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の8		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊その他これに類する安全上、防災上及び衛生上支障がないもの		
	建築物の高さの最高限度	下表左欄に示す区域内にある建築物の高さは、下表右欄に示す数値を超えてはならない。		
	区域	数値		
	A	20m		
	B	190m		
	C	120m		
	D	20m		
	建築物の形態又は意匠の制限	1 建物の大岡川沿いの一階部分の外壁は、公共空地と一体となった開放性のある形態とする。 2 歩道状空地、歩行者用通路及び広場に面する部分は、周辺地区を含む歩行者動線のネットワークを形成する一体性と、駅前地区としてのにぎわいを感じさせる意匠とする。 3 地区内に存する歴史的資産や環境資源を最大限保全・活用し、これらの意匠を積極的に取り入れ生かしていく。 4 本町線及び栄本町線沿いの部分については、壁面の後退により、歩行者のゆとりの空間を創出するとともに、周辺との連続的な街並を形成する意匠とする。 5 建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、また、特に超高層部では分節化した意匠により圧迫感を和らげる工夫をする。 6 建築物に設置する屋外広告物については、良好な街並景観維持増進の上から周囲との調和に配慮する。		

「再開発地区計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、壁面の位置の制限並びに建築物の高さの最高限度を受ける区域は、計画図表示のとおり」

